

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称
令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務
- 2 契約期間
令和6年●月●日から
令和7年3月31日まで
- 3 契約金額
金 ○○、○○○、○○○ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○、○○○、○○○円)
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金
沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定による場合は免除する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

受注者

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙「仕様書」に従い、日本国の法令及び沖縄県の条例・規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を記載した実施計画書（任意様式）を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 取組内容
- (2) 取組の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 実施体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書に沿って、業務を行わなければならない。

(経費の内訳)

第3条 経費の内訳は、別表「経費区分表」のとおりとする。

(計画の変更)

第4条 乙は、第2条の規定に基づき甲の承認を受けた実施計画の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第1号）により甲に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（経費区分をまたがる配分額の変更で、各配分額の20%を超えない範囲での流用増減等）であるとき。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、契約の一部の履行が困難となったとき。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約内容の変更)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) この契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したとき。
- (5) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（様式第2号）を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、甲が本契約を遵守するために必要な事項及び指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。
- 6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(履行状況の報告)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況、経費の用途その他の必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から前項の報告の求めを受けた場合、10日以内に実施状況報告書（様式第3号）に甲が求める書類を添えて甲に提出しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第9条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 乙は、業務に要する経費について、甲が指示する項目に従って支出額を明確に記載した専門の帳簿を備え、かつ全ての支出内容を証明又は説明する証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(完了報告)

第11条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第4号)に成果物一式その他甲が必要と認める書類を添えて甲に報告しなければならない。

(完了検査)

第12条 甲は、前条の実績報告書を受領した日から10日以内に、乙により実施された業務がこの契約の内容に適合するものであるかの検査を行い、業務の完了を確認しなければならない。

2 乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の検査の結果、業務の実績のうちこの契約の内容に適合するものであると認められる範囲において、甲が支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、業務に要した経費の額と契約額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料(既に受領済の額があるときは、当該受領済額を控除した額)の支払を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費として委託料の概算払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、概算払を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

4 前条の額の確定の結果、概算払に過払いが生じたとき、又は業務の遂行に伴い乙に発生した収入があるときは、甲は乙に対し、期限を定めて過払額又は収入相当額の返還を求めることができる。

5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係

る金額に対し、その未納に係る期間に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（著作権の譲渡等）

第 15 条 乙は、この契約の履行によって作成された報告書その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産権等のうち乙に帰属するもの（乙が従前から保有していた著作物をこの業務のために改修した場合の当該改修部分に係る著作権を含む。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。乙は、甲が求める場合には、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

2 乙は、成果物に関して著作権者人格権を行使してはならない。また、当該著作物の著作権者が乙以外の者であるとき、乙は、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（著作権の侵害の防止）

第 16 条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（契約不適合責任）

第 17 条 甲は、成果物の提出を受けたときから 1 年以内に限り、乙の契約の不適合について、本件成果物の補修を求めることができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

（損害の負担）

第 18 条 業務の実施にあたって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（履行遅滞）

第 19 条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5 パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(解除権及び違約金)

第20条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。

三 乙又はその代理人その他乙の使用人が、監督員又は検査員の監督又は検査を妨げたとき。

四 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

五 乙が沖縄県から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、乙が沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)又は本契約に違反したとき。

2 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。

4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。

5 甲は、契約の解除、履行中止又は変更について、書面により乙に通知するものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(第20条第1項第五号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 乙は、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(契約外の事項)

第 24 条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務
計画変更等承認申請書

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務委託契約書
第4条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が委託業務に及ぼす影響
- 4 変更後の委託業務に要する経費（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

名称
代表者名

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務
再委託承認申請書

以下の業務について再委託を行う必要がありますので、令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務委託契約書第7条第4項の規定に基づき申請します。

再委託を予定 する業務	
再委託予定額	円
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の 適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止措置を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえ✓を記入すること

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務
実施状況報告書

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務委託契約書
第8条の規定に基づき、実施状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の実施状況（令和 年 月 日現在）
- 2 委託業務に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務
実績報告書

令和6年度職場の健康力アップ推進事業等にかかる広報啓発業務委託契約書
第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 委託業務の実施期間
令和 年 月 日 着手
令和 年 月 日 完了
- 2 事業の成果
- 3 契約額及びその精算額

(単位：円)

経費区分	契約額	精算額	差引

- 4 添付資料
 - (1) 収支精算書及び支出済額明細書
 - (2) 委託業務等の経過又は成果を証する書類
 - (3) その他参考となる書類

(別表)

令和6年度職場の健康力アップ推進業務等にかかる広報啓発業務
経費区分表

(単位：円)

経費区分	金額
1. 人件費	円
2. 事業費 (事業費の内訳) 旅費 会場費 謝金(報償費) 備品費、借料及び損料 賃金(補助員人件費) 消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 その他諸経費(役務費等)	円
3. 再委託・外注費(他の費目に含まれるものを除く。)	円
4. 一般管理費 (人件費+事業費)×一般管理费率10%以内	円
5. 税抜き事業費 計	円
6. 消費税 (税抜き事業費×10%)	円
7. 委託料総計(税込み)	円

注1) 事業費の経費区分毎に20%を超えて経費の変更をする場合は、委託者の承認を受けるものとする。

注2) 「直接経費」は、事業に必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料等となる。旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合は、税抜き額で算定すること。

注3) 「一般管理費」は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内

注4) 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象とする。

注5) 「消費税」は、次の計算式により算出すること。

(直接人件費+直接経費+一般管理費)×10/100